

横浜市立みなと総合高等学校 いじめ防止基本方針

平成 26 年 4 月策定（平成 30 年 2 月改定）

（令和 5 年 3 月改定）（令和 6 年 3 月改定）

（令和 7 年 3 月改定）（令和 8 年 2 月改定）

（1）いじめ防止に向けた学校の考え方

① いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

② いじめ防止に向けての基本理念

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであるという認識に基づき、いじめを「しない」、「させない」、「見逃さない」という認識のもと、全ての生徒の人格が尊重される、安全な学校生活の実現を目指し、保護者及び外部関係者等と連携を取りながら、学校組織全体をあげ、様々な教育活動を通し、積極的な姿勢で、いじめ防止等の対策に取り組むことを本方針の基本理念とする。

（2）いじめ防止対策委員会の設置

① 委員会の構成員

- ・ 生徒サポート委員会のメンバーを構成員とする。
（校長、副校長、各年次主任、生活環境部主任、特別支援 CO 代表、養護教諭、SC）
- ・ 委員長には生活環境部主任があたる。

② 委員会の運営

- ・ いじめ防止対策委員会は定例会を毎月上旬に開催する。また、いじめの疑いが生じた段階で、直ちに「いじめ防止対策委員会」を開催する。特別な事態への対応、又は必要に応じ、他の職員や外部専門家も含め、構成員を拡大して委員会を開催する。
- ・ 校長は委員会での検討を踏まえ、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。また毎月、教育委員会事務局にいじめ認知報告書により報告する。

③ 委員会の活動内容

- ・「いじめ防止対策委員会」は、学校組織における中核として、いじめ防止対策に関する施策全般の具体的な計画、実施にあたる。

●未然防止・早期発見

- ・いじめを未然に防止するための環境づくり。
- ・生徒及び保護者に対する「いじめの定義」及び、いじめ防止対策委員会の周知。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有。
- ・保護者及び関係機関との連携。

●事案対処

- ・いじめ（「疑い」を含む）を察知した際の情報の共有、関係生徒に対する聴き取り調査、事実関係の把握といじめであるか否かの判断、時系列に沿った適切な記録・情報共有。
- ・いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援、及び保護者との連携を継続するための支援内容、情報共有、教職員の役割分担等を含む対処方法を決定し、実行する。
- ・いじめを行った生徒に対する指導・支援、及びその保護者への助言等、いじめが起きた集団への働きかけ等を組織的に実施。
- ・いじめの背景にも目を向けた関係機関との連携や、事案に応じた警察への相談や通報。

●取組の検証

- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正。
- ・いじめ防止に係る校内研修の企画と実施。
- ・「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直し。

（３）基本的な対応方針

① いじめの未然防止

- ・人権尊重の精神を基盤とした教育を通して、自分のこととしていじめを「しない」「させない」「見逃さない」ことを考え、自ら行動することができるよう支援する。
- ・担任、年次職員に限らず、養護教諭、SC、SSW など話しやすい教職員等への相談が可能であることや、いじめ相談・通報の窓口として「いじめ防止対策委員会」があることを、生徒及び保護者へ周知する。
- ・いじめ防止対策委員会は、生徒会活動や学校行事等を通し、生徒自らが主体的に他者を思いやる心や、良好な対人関係を築く機会をもつことができるよう支援する。
- ・いじめ防止対策委員会は、相談活動により得られた情報を適切に処理し、速やかに対応する
- ・生徒及び保護者に対し、「いじめの定義」について周知するとともに、保護者及び関係機関（医療・警察・福祉等）との連携を図る。
- ・学校職員による生徒からの相談活動を重視し、生徒との面談を通して得られたいじめに関する情報は、いじめ防止対策委員会が集約し、適切に管理する。

② いじめの早期発見

- ・いじめを見逃さない教職員の見守り体制づくりを構築する。
- ・いじめ防止対策委員会は、いじめ防止及び早期発見の観点から、生徒に対し、アンケートや面談等を計画的に実施する。
- ・保健室前に設置している「生徒相談 BOX」の周知を図り、いつでもいじめに関する相談ができる環境を整える。

③ いじめに対する措置

- ・いじめを受けた生徒およびその保護者に寄り添った対応を行う。
- ・いじめ防止対策委員会を中核として速やかに情報共有、対応方針の決定、時系列に沿った記録の作成を行う。
- ・いじめ防止対策委員会は、いじめが解消に至るまでの生徒及び保護者への支援計画の作成や教職員の役割分担を適切に行う。
- ・いじめ防止対策委員会は、いじめを行った生徒への指導・支援や保護者への対応等、組織的な再発防止策を講じる。
- ・いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる場合、又、当該学校に在籍する生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあると判断される場合は、警察に通報し、連携して対応する。
- ・いじめが起きた集団への働きかけによる、いじめを「しない」「させない」「見逃さない」安心できる集団づくりのための指導を行う。

④ いじめの解消

- ・いじめが「解消している」状態とは、以下の要件が満たされている状態のことをいう。
 - ◎いじめの行為が少なくとも3か月（目安）行われていないこと。
 - ◎いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

⑤ 教職員への研修

- ・いじめ防止対策委員会は、いじめ防止の観点から、教職員に対し、人権意識の啓発や、生徒理解を深めるための機会としての研修を計画的に実施する。

⑥ 保護者、地域との連携

- ・学校は保護者や地域といじめ問題など学校が抱える課題を共有し、連携・協働して解決する環境づくりを推進する。

⑦ 取組の年間計画

○年間

- ・いじめ防止対策委員会（月 1 回・随時）

○4 月

- ・「いじめ防止対策委員会」発足 重点指導内容、年間計画の確認、引き継ぎ
- ・職員対象 いじめの定義・生徒理解研修
- ・保護者、生徒対象 「いじめ防止基本方針」の説明
- ・「相談窓口」設置
- ・「人権講演会」「SNS 講習会」の支援
- ・個人面談（二者面談）教育相談
- ・巡回強化期間

○5 月

- ・「学校生活を見つめる週間」実施に伴う道徳心・公共心啓発
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート実施（記名式アンケート・教育相談）

○6 月

- ・職員対象、アンケート結果に基づく生徒理解研修会

○7 月

- ・個人面談（三者面談）教育相談

○8 月

- ・横浜こども会議

○9 月

- ・教育相談

○10 月

- ・個人面談（三者面談）教育相談
- ・いじめ防止対策委員会の前期活動内容の振り返り

○11 月

- ・いじめ防止啓発月間への取り組み準備

○12 月

- ・人権週間
- ・いじめ防止啓発月間「いじめ解決一斉キャンペーン」実施
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート実施（記名式アンケート・教育相談）

○1 月

- ・「学校生活を見直す週間」実施に伴う道徳心・公共心啓発

○2 月

- ・いじめ防止対策委員会の活動の年度末反省といじめ防止基本方針の見直し

○3 月

- ・本年度いじめ防止対策委員会の活動報告
- ・新年度への引き継ぎ

(4) 重大事態への対処

① 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項）

◎いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（第 1 号）。

◎いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（第 2 号）。

【重大事態に当たるとされた事例】

いじめ（いじめ疑いを含む）により、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 心身に重大な被害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- いじめにより転学等を余儀なくされた場合

※「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。但し、日数だけではなく、生徒の状況等個々のケースを十分に把握した上で判断する。

② 発生の報告

- ・重大事態であると思われる案件が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。

（他の生徒からの行為が原因で一定期間欠席となっていること等を訴えるものを言い、「いじめ」又は「重大な被害」という言葉を使わない場合や、書面によらない場合を含む）。

③ 調査と結果の提供及び報告

- ・教育委員会又は学校は、重大事態に対処すると共に、同種の事態の発生防止に資するため、調査を行う。

（「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる）。

【申立てがあった際に確認する事項】

- *いじめの概要（発生時期や場所、関係する生徒、いじめの内容等）
- *いじめにより生じた疑いのある被害の概要（診断書の内容や、金品等の被害の内容等）。
- *調査内容に関する希望（聞き取りをしてほしい生徒等や、協力の可否等）
- ・学校主体調査は概ね 3 か月以内に終えることを目指し、調査によって明らかになったいじめの事実関係について、いじめを受けた生徒および保護者に説明のうえ、教育委員会に報告する
- ・調査や聞き取りは、被害生徒や保護者の状況に十分な配慮をした上で行う

④ 調査結果を踏まえた対応

- ・事実関係を可能な限り網羅的に明確にし、教育委員会と学校が事実に向き合うことで、当該事態の対処や同種の事態の発生防止を図る。
- ・教育委員会又は学校は、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを行った生徒やその保護者に対して説明し、個別に指導・支援する。

(5) いじめ防止対策の点検・見直し

- ・ 本方針及び本方針に基づく取組が適切に機能しているかについて、いじめ防止対策委員会において記録し、適切に管理する。また点検及び見直しを適宜行う。